

長生村危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害から通行人の生命及び身体を保護するため、危険ブロック塀等の除却を実施する者に対し、予算の範囲内で長生村危険ブロック塀等除却事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、長生村補助金等交付規則(平成18年長生村規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路をいう。
- (2) 危険ブロック塀等 道路に面するコンクリートブロック、コンクリートパネル、石造等の組積造の塀及び門柱(これらの下部に設置された基礎及び擁壁を含む。)のうち、地震により倒壊した場合において、通行人の身体への危険又は通行を妨げるおそれがあるとして村長が認めたものをいう。
- (3) 危険ブロック塀等の除却 危険ブロック塀等の全部又は一部を解体撤去することをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、危険ブロック塀等の除却とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 危険ブロック塀等を所有し、又は管理していること。
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 補助対象事業が土地又は建物の販売を目的として行うものでないこと。
- (4) 危険ブロック塀等の除却について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施する者であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の合計額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、危険ブロック塀等の面積1平方メートル当たり8,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業に要する経費の合計額が20万円を超えるときは、当該補助金の額は、20万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、長生村危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 除却する危険ブロック塀等に関する図面
- (3) 除却する危険ブロック塀等の写真(本要綱告示後の交付申請に限る。)
- (4) 補助対象事業に要する費用の見積書又は補助対象事業に要した費用の領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 申請者は、当該補助金の請求及び受領を当該補助金に係る除却工事を行った者に委任することができる。

(補助金の交付決定・通知)

第7条 村長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、長生村危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更又は申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容の変更又は申請の取下げが生じた場合は、速やかに長生村危険ブロック塀等除却事業補助金交付(変更・取下げ)申請書(別記第3号様式。以下「変更等申請書」という。)に、変更にあつては第6条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、村長に提出しなければならない。

2 村長は、変更等申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容の変更又は申請の取下げの可否を決定し、長生村危険ブロック塀等除却事業補助金交付(変更・取消し)決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、危険ブロック塀等の除却が完了したときは、長生村危険ブロック塀等除却事業補助金実績報告書(別記第5号様式)

式) に、次に掲げる書類を添えて、遅滞なく村長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の遂行状況の写真
- (2) 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物の処分報告書
- (3) 補助対象事業に要した費用の領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 第6条第2項の規定により補助金の請求及び受領を除却工事を行った者に委任するときは、前項第3号に掲げる領収書の写しに代えて、当該補助対象事業に要した費用の請求書の写し及び当該費用の額から補助金の額を差し引いた額の領収書の写しを添付しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 村長は、前条第1項の規定による報告書を受領し、相当と認めるときは、長生村危険ブロック塀等除却事業補助金確定通知書(別記第6号様式)により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、速やかに長生村危険ブロック塀等除却事業補助金交付請求書(別記第7号様式)を村長に提出しなければならない。

2 第6条第2項の規定により委任を受けた者が、当該委任を受けた補助金の交付を受けようとするときは、前項の請求書とともに当該委任に係る委任状(別記第8号様式)を提出しなければならない。

3 村長は、請求書の提出があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この告示の失効の日以前に交付の決定を行った当該補助対象事業については、前項の規定にかかわらず、この告示の失効の日後も、なおその効力を有する。